

2020年5月26日

各位

三井不動産リアルティ株式会社
三井不動産リアルティ札幌株式会社
三井不動産リアルティ東北株式会社
三井不動産リアルティ中国株式会社
三井不動産リアルティ九州株式会社
三井不動産リアルティ千葉株式会社

事務所・センターでの営業活動再開について

三井不動産リアルティグループは、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受け、感染拡大防止の観点から全ての事務所・センターでの営業活動を原則在宅勤務に切り替えて実施してまいりましたが、今般、緊急事態宣言の解除に伴い、全ての事務所・センターでの営業活動を再開いたします。

関係者の皆様におかれましては何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。

記

1. 5月28日（木）より事務所・センターでの営業活動を再開するエリア

北海道、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県

2. すでに事務所・センターでの営業活動を再開しているエリア

宮城県、静岡県、石川県、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、滋賀県、岡山県、広島県、愛媛県、熊本県、福岡県、沖縄県

【新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願い】

- ①新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、弊社グループにおける従業員の出勤を制限しております。そのため、お問い合わせ等への対応に通常よりもお時間をいただく場合もございますので予めご了承ください。
- ②お客さまへの対応にあたり、弊社従業員はマスク等を着用いたします。
- ③お客さまにおかれましてもマスク着用でのご来店にご協力をお願いいたします。

以上